

公園里親制度

募集要項

東 広 島 市
都市部都市整備課

東広島市公園里親制度のご案内

1 里親制度とは？

「里親制度」とは、1985年にアメリカのハイウェイの美化清掃に始まり、現在市民団体が公共施設の里親（アダプト）となって、一定区間（箇所）の管理を行う制度として、市民と行政が協働で進める、新しい環境美化の制度です。

これまでも、自治会や地域で公園の清掃や草刈などのボランティア活動を行っていたと思いますが、この制度とボランティアの違いは、公園を指定して同じ公園で継続的に活動を続けていただくこと。活動に必要な用具の貸与。花壇や環境美化に必要な資材の提供を受けることができることです。

2 対象となる公園

都市公園、児童遊園、自然公園、農村公園、白竜湖親水公園、地域公園

3 里親の資格

市内に住所若しくは勤務地を有する5人以上で構成する団体で、代表者が成人であること。また、会社のPRとして市外の方でも参加することが可能です。

ただし、街区公園（団地の中にある小さな公園等）については、少人数で参加される場合は、必ず自治会長の確認・承諾を必要とします。それは、街区公園の場合開発に伴って設置された公園が多数あり、利用者が限られていることがありますので地域の十分なご理解をいただけないと円滑な活動ができない場合があるからです。

4 活動内容

公園の清掃、除草及び草刈等の環境美化。花壇の作成や樹木の育成管理。施設の破損等の情報提供等が主な活動となります。

活動回数は、年5回以上で5年以上の継続が条件となります。

5 市の支援

一つの活動（5年間）に対して、10万円以内で清掃用具の貸与や花壇の作成・樹木の植栽などに必要な物品を支給。

6 まとめ

里親になるということは、子供を育てることと同じで途中で投げ出さないでください。直ぐに成果がでるものではありません。手をかけることによって、失敗することもあると思います。心無い中傷や妨害に遭うこともあるかもしれません。

しかし、誠意を持って活動する心は、子供たちにも伝わります。愛護の精神、ボランティア活動の啓発、地域のコミュニティの増進など情操教育の一環として、「公園里親制度」を活用されてみては、いかがでしょうか。

公園里親制度の概略

